

## 神奈川県保健医療計画 進捗状況評価調書

＜項目＞

第7章 保健・医療・福祉をつなぐしくみづくりの推進

第5節 難病対策

とりまとめ担当課：保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課

### 1 課題に対するこれまでの取組実績

(1) 連携機能の強化	
→	就労支援の強化を図るため、難病相談・支援センターにおいて、ハローワークや障害者就労相談センターと連携を行った。
→	神経難病患者等受け入れ病床確保事業担当者会議を1回開催し、連携の取組みについて情報交換を行った。平成27年1月の難病法施行に伴う新たな制度や、法施行より3年以内とされる経過措置の終了についても、効果的な時期を考慮し、関係機関等に周知を行った。
→	難病対策地域協議会を本課および各保健所に設置し、関係機関との情報交換および連携のための仕組みづくりに努めた。
→	医療費助成に係る事務が政令市に移譲されることを踏まえ、定期的に会議を開催し、情報提供を行う等、県と政令市との事務連携に向けて取り組みを行なった。
(2) 難病患者等に対する支援	
→	難病患者に対する、より公平・安定的な支援の仕組み等、難病患者の負担軽減が図られる施策となるよう全国知事会等を通じて国に対して要望した。
→	かながわ難病・相談支援センターを通じた各種相談事業や、保健所等による訪問相談事業等を継続的に実施した。
→	難病相談・支援センターにおいて、ハローワークや障害者就労相談センターと連携して就労支援を実施した。

### 2 参考指標の推移

取組 区分	指標 区分	指標名	単位	神奈川県				出典等
				H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	

### 3 課題ごとの進捗状況の評価

#### (1) 連携機能の強化

評価	A ・ B ・ C ・ D
評価分析	難病患者の雇用促進の強化を図るため、難病相談・支援センターにおける就労相談の実施にあたり、公共職業安定所に配置される難病患者就職サポーターとの連携により体制整備を図った。
評価理由	就労を希望する難病患者を支援するためのネットワークが構築されるなど、相談体制の強化が図られており、課題解決に向けて比較的順調に進捗している。
今後の取組みの方向性(29年度に向けた取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域に設置された「難病対策地域協議会」を活用し、関係機関との連携強化を図っていく。</li> <li>・医療費助成に係る事務の政令市への移譲に向けて、定期的に会議を開催するだけでなく、実務研修を実施する等、円滑な事務移譲と、県と各政令市との事務連携に向けた取組みを行う。</li> <li>・医療費助成については、難病法施行により設けられた「経過措置」期間の終了に伴い、様々な基準等が統一されるため、難病患者や指定医療機関、指定医など関係機関等に混乱を生じないように、具体的対応を含めた周知に積極的に取組み、行政を含めた関係機関との連携を図る。</li> </ul>
次期計画に向けた取組の方向性	これまでの取組みについては、継続実施するとともに、国の難病対策に関する方針を踏まえ、県としての、医療機関との連携を含めた相談支援体制について検討を行っていく。

#### (2) 難病患者等に対する支援

評価	A ・ B ・ C ・ D
評価分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国において行なわれていた難病患者に対する総合的な施策の実施や支援の仕組みの検討にあたり、難病患者の負担が軽減されるよう全国知事会等を通じて要望等を行なった。</li> <li>・難病患者が受診できる医療機関を多数確保できるよう、各医療機関に積極的に働きかけを行い、指定医療機関として指定を行った。</li> <li>・平成27年1月施行の難病法に基づく新たな制度や、法施行より3年以内とされる経過措置の終了についても、混乱を生じないように、効果的な時期や方法を考慮して難病患者や関係機関等に周知を行う等の対応に努めた。</li> <li>・難病相談・支援センターにおいて、ハローワークや障害者就労相談センターと連携して就労支援を実施した。</li> </ul>
評価理由	・難病法に基づく特定医療費給付が混乱なく円滑に実施されるよう、制度の周知や新制度に基づく医療受給者証の切り替えを行い、関係機関との連携

	<p>調整により制度移行にあたり円滑な運営を着実に進め、順調に進捗している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する難病患者を支援する相談体制の強化が図られており、課題解決に向けて順調に進捗している。</li> </ul>
今後の取組みの方向性(29年度に向けた取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に医療費助成については、難病法施行により設けられた「経過措置」期間の終了に伴い、様々な基準等が統一されるため、難病患者や指定医療機関、指定医など関係機関等に混乱を生じないように、具体的対応を含めた周知に取り組む。</li> <li>・医療費助成に係る事務が政令市へ移譲されることにより、問合せ先や届出先等の変更も生じるが、難病患者等に混乱を来さないよう、各政令市との連携により、周知に努める。</li> </ul>
次期計画に向けた取組の方向性	<p>これまでの取組みに加え、平成30年度以降は法施行により設けられた経過措置期間が全て終了することから、新たな医療費助成制度として、各関係機関との連携により安定的な制度運営に取り組む。</p>

#### 4 総合評価

評価	評価理由
<b>B</b>	<p>難病患者に対する支援について、関係機関と調整を図り、情報提供に努めるなど課題解決に向けて<b>比較的順調</b>に進めている。</p> <p>医療費助成制度の運営については、大幅な制度変更によっても混乱が生じないように、周知方法や時期を考慮すること等により、<b>比較的順調</b>に実施している。</p>